

平成31年度から保険料所得段階第1～3段階の方に新たに下記のとおり負担軽減を行っていく予定です。

保険料所得段階	対象者			保険料率	保険料(年額)
第1段階		●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ●本人も世帯員も住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	平成30年度	基準額×0.45	32,328円
			平成31年度(令和元年度)	基準額×0.375	26,940円
第2段階	本人も世帯員も住民税非課税の場合	本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	平成30年度	基準額×0.75	53,880円
			平成31年度(令和元年度)	基準額×0.625	44,904円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	平成30年度	基準額×0.75	53,880円
			平成31年度(令和元年度)	基準額×0.725	52,080円
第4段階	本人は住民税非課税、世帯内に住民税課税の方がいる場合	本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	平成30～31年度(令和元年度)	基準額×0.9	64,656円
第5段階(基準額)		本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方		基準額	71,832円 (基準月額:5,986円)
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20		86,208円	
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.35		96,984円	
第8段階	本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60		114,936円	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.85	132,900円	